

議案第 18 号

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び
野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び野田都市
計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び
野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の
一部を改正する条例

(野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第1条 野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平成
6年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定によ
る公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、
当該法定利率以内で規則で定める率）」に、「徴収」を「徴収し、」に、「
附する」を「付する」に改める。

(野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部改
正)

第2条 野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平
成18年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「徴収又は」を「徴収し、又は」に改め、同条第4項中
「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の
翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で
規則で定める率）」に、「徴収」を「徴収し、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前々日までに土地区画整理法（昭和29年法律第1
19号）第103条第4項の規定による公告があった場合における同法第1
10条第2項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利
子の利率については、第1条の規定による改正後の野田都市計画事業梅郷駅
西土地区画整理事業施行に関する条例第23条第4項及び第2条の規定によ
る改正後の野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例
第23条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金の分割徴収等における利子の利率に関する規定を整備するとともに、用字用語の整備をしようとするものである。

参考資料

野田都市計画事業梅郷駅西土地地区画整理事業施行に関する条例及び野田都市計画事業
野田市駅西土地地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田都市計画事業梅郷駅西土地地区画整理事業施行に関する条例（平成6年野田市条例第10号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第 23 条 (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率)</u> とし、第 1 回の <u>徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u> 5～9 (略)	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第 23 条 (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する利子の利率は、 <u>年 6 パーセントとし、第 1 回の徴収又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u> 5～9 (略)

○ 野田都市計画事業野田市駅西土地地区画整理事業施行に関する条例（平成18年野田市条例第18号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第 23 条 市長は、徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 5 万円以上である場合は、それぞれ次に掲げるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。 この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第 1 回の <u>徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</u> (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率)</u> とし、第 1 回の <u>徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u> 5～9 (略)	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第 23 条 市長は、徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 5 万円以上である場合は、それぞれ次に掲げるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。 この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第 1 回の <u>徴収又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</u> (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する利子の利率は、 <u>年 6 パーセントとし、第 1 回の徴収又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u> 5～9 (略)